

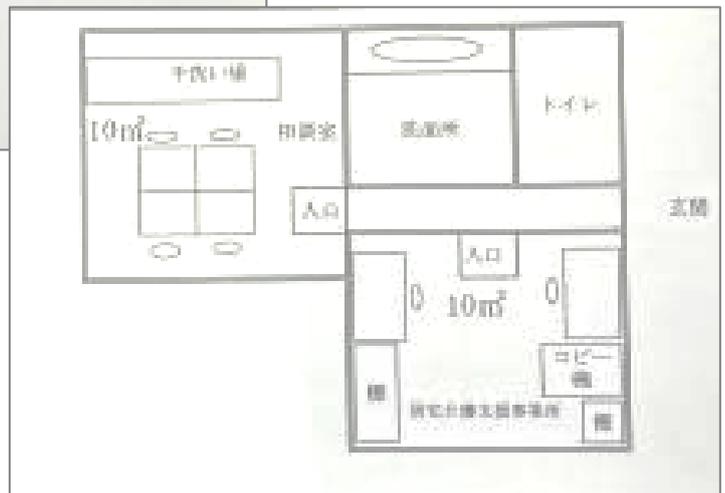
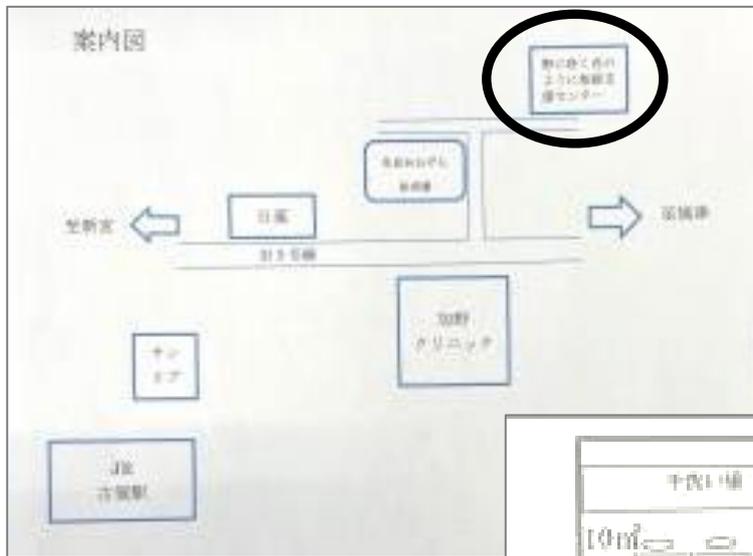
介護保険サービス事業所の指定・廃止について

1. 居宅介護支援事業所の指定について

平成 30 年 4 月から居宅介護支援事業の指定権限が都道府県より市町村へ移譲されました。介護サービスの質の確保を目的として、介護サービス事業者が指定基準（人員、設備、運営基準等）を遵守し、適切なサービスを提供しているかを定期的に確認するために、6 年ごとに指定の更新が必要となります。指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により、指定の効力を失います。

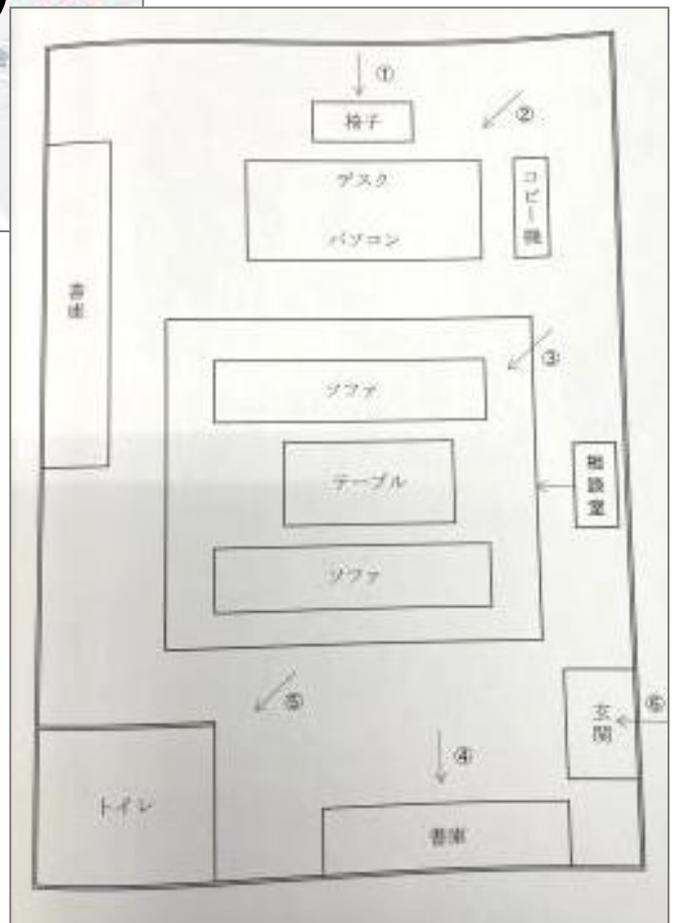
【令和 3 年 2 月 1 日新規指定】

申請者	名称	一般社団法人 野に咲く花のように
	所在地	古賀市花見南 2 丁目 14 番 26 号
	代表理事	林田 久美
事業所	名称	野に咲く花のように相談支援センター
	所在地	古賀市花見南 2 丁目 14 番 26 号
	サービス種別	居宅介護支援
	初回指定年月日	令和 3 年 2 月 1 日
	指定有効期間	令和 3 年 2 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日



【令和3年2月1日指定更新】

申請者	名称	医療法人 植田脳神経外科医院
	所在地	古賀市久保1095番地1
	理事長	植田 清隆
事業所	名称	医療法人植田脳神経外科医院ケアプランサービス
	所在地	古賀市久保1095番地1
	サービス種別	居宅介護支援
	初回指定年月日	平成14年2月1日
	指定有効期間	令和3年2月1日～令和9年1月31日



2. 第1号事業（通所型）の事業所の指定の廃止について

【令和3年1月31日廃止予定】第1号通所事業

申請者	名称	医療法人社団 水光会
	所在地	福津市日蒔野5丁目8番地の4
事業所	名称	宗像水光会総合病院ウェルネス
	所在地	福津市日蒔野5丁目8番地の4
	サービス種別	第1号通所事業（基準緩和）
	指定廃止年月日	令和3年1月31日
	廃止理由	事業所閉鎖のため
	利用者への措置	利用者なし